

法とジャーナリズムの境目

山田健太・専修大学文学部ジャーナリズム学科教授（言論法）

2021年7月13日



東京都に緊急事態宣言を発令後、記者会見する菅義偉首相（奥左）＝首相官邸で
2021年7月8日、竹内幹撮影

北海道で取材中の記者が捕まった。沖縄では自然保護を訴える研究者の自宅が家宅搜索された。そして東京では、政府の情報システムの不備を指摘した新聞社が抗議を受けるなどの事態が相次ぐ。いずれもニュースにはなり、狭いサークル内では大きな議論を呼んでいるものの、広く社会的関心を呼ぶこともなく「前例」として積み重なっているのが現実だ。

プレスの役割についての社会的合意の変容

むしろネット民からは、捕まって当然とか、不備を書くことは犯罪を誘発してけしからん、といったメディア批判が渦巻いている実態すらある。その結果、私たちの表現の自由の可動域は徐々に、そして確実に狭まっている。

こうした状況の根底には、プレス（言論報道機関）の役割についての社会的合意の変容が起きていることを否定しえない。前提は、民主主義社会を維持するにはジャーナリズム活動が不可欠ということだ。記者の社会的

役割を十全に果たせるような仕組みとして、一般的な表現の自由の行使に、法的あるいは倫理上で少しだけ上乘せしてきたわけだ。

たとえば、国も民間企業も、個人情報をごっそり収集することは固く禁じられているが、ジャーナリストは不正を暴くためにはむしろ本人には無許諾で情報を収集する。これは個人情報保護法の適用除外として明示的に許されている。日本はこうした「特別扱い」が他国と比べても多い国だ。

裁判所の傍聴席には、記者用の席が別枠で用意されていたりもする（判決文も一般には非公開だが、取材記者だけに特別に配布されている）。これは法律の定めではないものの、社会慣習的にジャーナリストに対し取材の便宜が図られている例だ。これらは情報にアクセスしやすくする仕掛けだが、同じ文脈で形式的には法に反することがジャーナリストの仕事として正当化される場合も少なくない。

そもそも、事件・事故を報じること自体、報じられた側からすると名誉やプライバシーを侵される場合が多いだろうし、政治家や官僚から情報を聞き出す行為も、公務員法の情報漏えいに該当する方がむしろ一般的だ。しかしこれらは、公共性・公益性から犯罪として罰しないとされているし、市民の知る権利に応える真っとうなジャーナリズム活動といえるだろう。

さらに、「いま起きていることを、いま伝える」ためには、一步でも現場に近づくことが必要だ。紛争地に行かなければ戦争の実態は分からないし、地震や津波の被災地には誰かが、そこに行き伝えることによって、はじめて多くの人がある現実を知ることになる。時には、入ってはいけないと制止される場所に行かなくては事実が確認できないことも少なくない。えてして取材される側は、知られたくないことを隠したいがために近寄らせまいとするからだ。

その時に、ジャーナリスト自身が有する＜公憤＞を市民と共有できれば、読者・視聴者も記者に「入るな」ではなく、むしろ「入れろ」と言うはずだ。いま、そのベクトルが昔と変わりつつあり、それに乗じて為政者の側も、これまでの謙抑性をかなぐり捨てて、強気でより直截（ちよくせ

つ) 的な規制をしつつある。いったん失った自由を取り戻すのは大変だからこそ、いまは重要な分岐点だ。

「法と倫理」のはざま

こうした社会的合意を改めて確認し、再構築していくためにも、もう一度取材行為における「法と倫理」のはざまについて確認をしておきたい。前述したとおり、ジャーナリズム活動をする上での「ジャーナリズム倫理（報道倫理）」は、時に法制度と齟齬（そご）を生む。しかしそれら食い違いは、民主主義社会を維持・発展させるために表現の自由をきちんと確保するために必要不可欠なジャーナリズム活動を支えるものとして、積極的に容認されてきたものが多かった。

いまその点に疑問があるとされているわけで、そうであるならば、どの場面（レベル）は許され、何を変える必要があるのか一つ一つ議論することが必要だろう。法と倫理（ジャーナリズム倫理）の関係を、ジャーナリズム活動の観点から法制度を眺めると、以下の六つに類型化できる。

①絶対守るべき法規範:社会規範としても確立しているものといえ、殺人や傷害は絶対にダメで、人を傷つけてまで情報を奪い取ることはしないということである。刑事罰のうち、個人や社会に対する罪の過半は、社会人として必ず守るものといってもよかろう。株式等のインサイダー取引もその一つだ（むしろインサイダー取引は、法が禁じているレベル以上に、報道機関においては厳しく制限をかけ、株の所有を社内ルールで禁じるなどしている）。

②原則順守すべき法:破る場合にはそれなりの理由が必要なもので、少年法がその代表だろう。また、人のものを勝手に盗むことはよくないに決まっているが、ウォーターゲート事件の秘密ファイルのように、証拠となるものをこっそり盗み出して複製してから返却する、などの可能性は否定しえない。裁判員法に基づく裁判員への取材も、原則は法順守の対象だ。これらを破る場合には、十分に公共性・公益性テスト（判断基準を基にした検証）を行い、発表を予定している媒体の責任者など（企業ジャーナリストであれば自身の上司や編集長など）にあらかじめ許可を得ることが必要

な場合が多い。その段階で訴訟リスクなどを踏まえた法律チェックがかかることになる。

③通常はあまり法を意識しないもの:個人情報保護法、ストーカー規制法など、ジャーナリストであるが故に特別扱いされているものが該当しよう。ただしこれら取材行為は、従来の取材態様を後追いで認めた色彩が強いため、日常的に意識することはまずないものの、取材・報道活動を守る重要な規定ではある。あるいは軽犯罪法も、形式的には取材過程で破ることもあろうが、これまた気にはしていないのが実情ではないか。

④世間の目を気にしつつ破ることを想定している法:撮影禁止のルールがあっても、目の前で事件が起こればシャッターを押すだろう。通常は事前に取材許可が必要な場所であっても、同様に緊急性があったり、先方の不正を暴くために立ち入る場合など、公共性・公益性が十分に読者・視聴者に説明ができるケースでは、一定程度の軽微な法規範に形式的に反することはありうる。いわゆる建造物侵入など、その場のとっさの判断で行った場合も、あとで第三者の判断を仰ぐことが望ましいし、報道に際してはそうした取材行為によって収集した情報であることを必要に応じて説明する義務があろう。

⑤あらかじめ破ることを前提にしている法:取材源の秘匿（情報漏示のほう助、法廷証言拒絶）のための行為は、法では認められない可能性があるが、必ず守ることで結果的に法には背くことになるものだ。あるいは、尊重はするが一般には破ることが前提の法律群もある。被報道者の人格権（プライバシー侵害、名誉毀損<きそん>、肖像権侵害）は、報道の公共性・公益性から取材・報道を優先する領域である。

⑥明示的な法規範がないもの:たとえば差別表現など、ほぼ全面的に倫理基準での判断に委ねられているものである。限界線はある＝憲法上の被疑者・被告人の権利、井戸端会議の延長線上の無責任発言の放送が許されないなど、あえて探せば法規範がなくはないが、だからこそ、自らの姿勢を正す必要がある領域であろう。事実や知識の裏付けがない、一面的な見方は許されない。

制度からみた倫理

では今度は、法制度を基軸に、ジャーナリズム活動を眺めるとどうなるだろう。上記の裏返しの関係ともいえ、結論的には同じ結果になるはずではあるが、見える景色は多少異なるともいえる。なお、個別の説明は、上記と重なるところがあるため、省いている。

①法を超えた倫理運用:

- ・ 違法行為を職業倫理として広く社会的に合意するもの:取材源の秘匿（司法も一部容認）
- ・ 違法性が阻却されるとして一般取材ルール化:秘密漏えい（公務員への職業上知りえた秘密の漏えい教唆）→③にも関係
- ・ 形式的違法行為を倫理上容認:不法（無許可）侵入（許容範囲と社会的認識の変化で微妙 →たとえば冒頭に掲げた事例であるが、6月下旬に発生した北海道新聞記者が旭川医科大の構内で取材中に現行犯逮捕された事案）

②法を倫理として運用:

- ・ 法が「準則」として自主規制ルール（倫理）化しているもの:放送法番組準則、少年法推知報道禁止（特定少年は逆運用）

放送法も少年法もそれぞれ報道してよいことが明記されている。少年法は61条で、加害少年の推知報道を禁止している。ただし罰則はなく、一般的に準則と呼ばれている。それゆえ、最終的にどのように判断するかは、報じる側に委ねられている。

放送法だと4条で放送局が守るべき放送番組基準として、よく政治家・総務省が話題にする政治的公平さのほか、事実報道、公序良俗、多角的論点の呈示が定められている。これらは倫理的基準と長らくされてきたが（立法趣旨でもある）、近年、政府は一方的な解釈変更で、政府がこれら基準

に従い個別の番組を審査し、違法状態が確認できれば行政処分（電波の停止）も可能としている。

③法が倫理を取り込み:

- ・ 司法判断で倫理基準を適用（倫理判断を援用）

日活ロマンポルノ事件（自主規制を尊重）

毎日放送喫茶店事件（倫理上問題を違法判断）

外務省沖縄密約事件（独自に不当な取材を判断）

- ・ 立法で倫理的な判断基準を設定

特定秘密保護法「正当な業務」範囲

ただし、正当の範囲の判断はもっぱら行政側（+司法）

犯罪被害者等基本法（計画）の「開示」範囲

当事者の意向に沿って警察が判断

※「適用除外」とみれば個人情報保護法、探偵業法と同じ

④法より倫理上で厳しく制約

- ・ 法の延長線上

インサイダー取引については、法より厳しい運用が報道機関でなされていることにつき、先述したが、ほかには便宜供与などが挙げられる。日本では海外より基準が緩やかとも言われているが、それでも、取材先から金品を受け取ることは原則禁止であることはいうまでもない。

これらに関連し、立法と司法と行政といった三つのフェーズにあわせ、倫理の法制化、判例への取り込み、さらには行政運用と倫理の一体化といった状況がみられることになる。この点についても併せて確認しておくことにする。

①立法との関係:

特定秘密保護法では、「正当な取材」を秘密探知罪の適用除外とすることとしているが、どのような取材行為が「正当」かは法解釈の領域となる。個人情報保護法ではもう少し明確に、個人情報の取得行為が「報道目的」である場合は、適用除外になるとされている。

犯罪被害者等基本法に基づく基本計画のように、被害者の特定情報開示は、当事者の意向を受けて警察が判断することと定められているものの、従来の慣習を継承するとの報道界との話し合いの結果、氏名等の公表がなされているものもある。

まったく逆に、少年法や放送法のように、報道の仕方を法が明示的に定めているものの、罰則を設けていないために、法が「準則」として自主規制ルール（倫理）化しているものもある。ただし、前者は法改正により「特定少年」の扱いが別枠になり、法と倫理の境界線はより不明確になったともいえる。後者の放送法では、行政の解釈変更により行政権限で違法判断ができ、行政措置（行政指導）のみならず電波停止等の行政処分も可能とする中で、倫理性は軽減しているともいえる。

②司法との関係:

法廷における証言拒否権といったいわゆる取材源秘匿に関するもの、映倫のような業界自主規制への不介入を定めるものが代表的だ。いずれも、倫理を一定の条件のもと尊重することを明示的に示したものである。ただし一方では、特定秘密保護法規定のきっかけともなった外務省密約事件では、裁判所が取材方法に踏み込み、情報入手に男女関係を利用したことをもって、そうした取材方法を「違法」（情報漏えいのほう助としての罪）と判断した。これは、司法が倫理に踏み込んだ一例ともいえよう。



沖縄密約文書開示訴訟の最高裁判決後、会見で厳しい表情を見せる西山太吉・元毎日新聞記者＝東京・霞が関の司法記者クラブで2014年7月14日、竹内紀臣撮影

③行政との関係:

もっとも一般市民の目につきやすいのは記者クラブに代表される、日常的な取材風景だろう。そこでは、特定の記者に記者会見の機会を与えている状況を、いわば両者の取材ルールの制度化としてみるができる。その場合、こうした「便宜供与」をどこまで認めるかは、報道倫理の大きなポイントだ。

特定の記者に対し、金品を渡すなどして報道に手心を加えるよう依頼する行為は、もし受け取れば100%倫理違反であり（公務員の場合は、自身も公務員法に違反する）、問題外だ。しかし、裁判所で判決文をもらうことは、現在の全くの非公表という実態の中では、市民の知る権利にとっても有益な行為という見方もできる（本来は、国民に等しく公開されるべき判決文を秘匿している司法の態度自体が問題である）。

おおよそこの三つ（大きくは二つ）が、法制度とジャーナリズム倫理における関係性を整理したものであるが、これらが、今後のジャーナリズムを強くするための一助になることを願う。

<[政治プレミアトップページはこちら](#)>

山田健太

専修大学文学部ジャーナリズム学科教授（言論法）

1959年生まれ。世田谷区情報公開・個人情報保護審議会会長、日本ペンクラブ副会長、情報公開クリアリングハウス理事、放送批評懇談会理事、自由人権協会理事など。近著に『法とジャーナリズム 第4版』（勁草書房）。

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.